

～石川県賃貸型応急住宅について～
（「低気圧と前線による大雨（令和 7 年 8 月 6 日からの大雨）」による被災者の皆様

令和 7 年 8 月 15 日時点

○ 制度概要

賃貸型応急住宅とは、災害救助法に基づき、民間賃貸住宅（アパート等）を応急仮設住宅として提供するものです。

○ 対象者

災害時「低気圧と前線による大雨（令和 7 年 8 月 6 日からの大雨）」において、石川県（災害救助法の適用を受けた市町※ 1）に居住する方であって、次の（１）及び（２）に該当する方※ 2。

- （１） 自らの資力をもってしては、居住できる住宅がなく、住宅の確保が困難な方。
- （２） 次の①から⑤のいずれかに該当する方。
 - ① 住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない方。
 - ② 「半壊」（「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む。）であって、住み続けることが困難な程度の傷みや、避難指示の長期化により住宅としての利用ができず、自らの住家に居住できない方。
 - ③ 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市町長が認める方。
 - ⑤ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する方のうち、修理に要する期間が 1 か月を超えると見込まれる方（半壊以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な方に限ります。）。

※ 1 金沢市。

※ 2 （１）及び（２）に該当する場合であっても、審査結果により制度を利用できないことがあります。

○ 賃貸型応急住宅として入居可能な物件

次の要件を満たす石川県内の住宅が対象となります。

（１） 費用

- ・ 家賃 入居希望物件の所在地により下記の通り区分します。

【石川県内】

1 人の世帯	6 万円以下
2 人以下の世帯	8 万円以下
3 人～4 人の世帯	10 万円以下
5 人以上の世帯	12 万円以下

※ 超過分を自己負担で入居することはできません。

※ 入居期間中に、小学校入学年齢に達しない児童（以下、「未就学児」という。）は、入居人数に含めません。ただし、未就学児が 2 人以上の場合は、1 人あたり 0.5 人（小数点以下切り上げ）として換算します。

- ・ 共益費（管理費） 貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものに限ります。
- ・ 退去修繕負担金 家賃の 2 か月分以内
- ・ 礼金 家賃の 1 か月分以内
- ・ 仲介手数料 家賃の 0.55 か月分以内
- ・ 入居時鍵交換費 実費

（２） 耐震基準

- ・ 原則、耐震性が確保されている住宅。

（３） その他

- ・ 貸主から同意を得ており、不動産業者があっせんした住宅。
- ・ このほか、賃貸型応急住宅として適当と認める要件を備えた住宅。

＜裏面もご覧ください＞

○ 入居期間

入居日から2年以内。

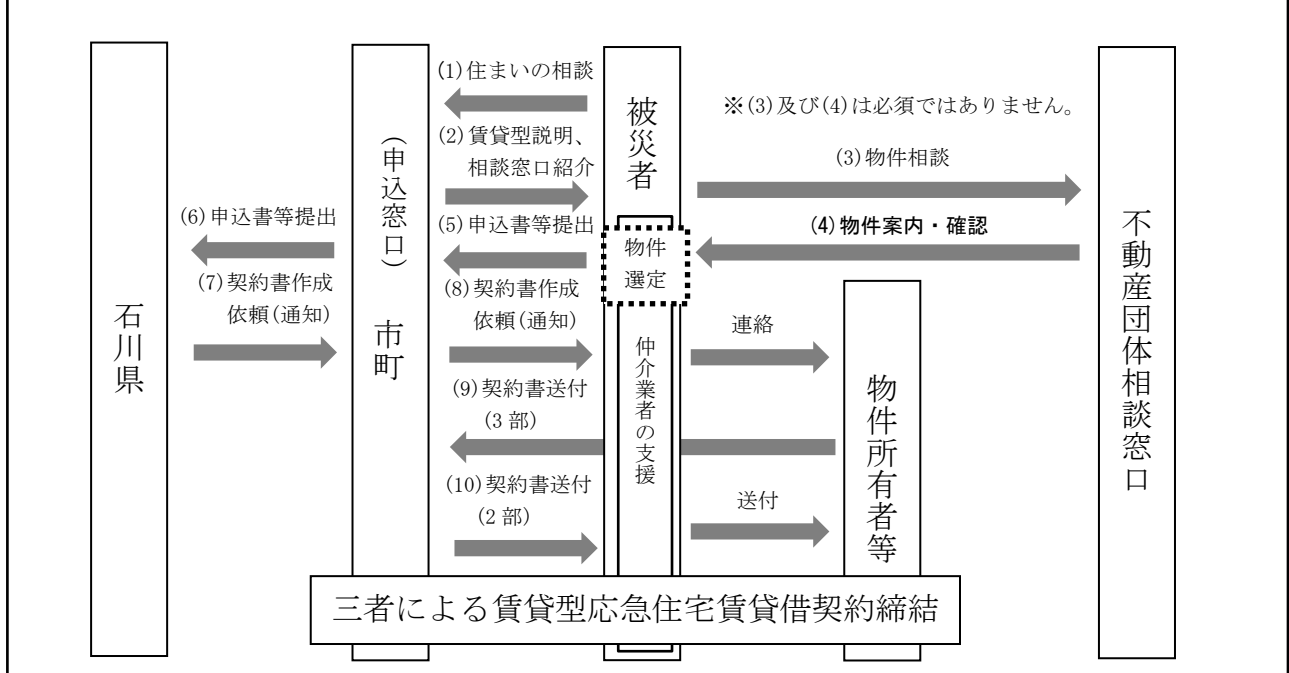
※ 災害時に借家・公営住宅に居住されていた方は、入居日から1年以内ですが、1年以内に新たな物件に入居することが困難な場合には、県と市町の協議・合意により、1年の範囲内で延長ができます。(最長2年以内)

※ 恒久的な住まいの確保後は速やかに退去する必要があります。

※ 応急修理制度を併用する場合は応急修理開始から6か月以内となり、修理完了後は速やかに退去する必要があります。

○ 賃貸型応急住宅の提供に係る手続きの流れ

◇ 貸主－市町（借主）－被災者（転借人）の三者契約となります。



○ 注意事項

- ・ 申請内容の不実及び入居条件違反等が判明した場合、契約を解除します。この場合、市町が支払いをした家賃等は返還していただきます。
- ・ 市町長、貸主及び入居者との間で三者契約を締結します。本契約前にご自身と貸主の間で契約（二者契約）した際の仲介手数料、家賃債務保証料、火災保険料は原則返金されません。
- ・ 三者契約は定期賃貸借契約です。契約期間満了により賃貸型応急住宅の提供は終了となります。
- ・ 契約期間内に退去する場合でも違約金は発生しないものとします。
- ・ 被災住家の写真（被害の程度が分かるもの）は申請時に必要となる場合があります。

○ お問い合わせ先

<物件（賃貸住宅）に関すること>

県内の各宅地建物取引業者（不動産業者） ※ 本制度は、不動産団体の会員以外も利用可能です。

- ・ 石川県宅地建物取引業協会：076-291-2255
- ・ 全日本不動産協会石川県本部：076-280-6223

<賃貸型応急住宅の制度に関すること>

- ・ 申請窓口 ※ 申請窓口は被災した市に限ります。
金沢市住宅政策課：076-220-2553
- ・ 石川県の窓口
土木部建築住宅課：076-225-1778